

(仮称)昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例(素案)に係るパブリックコメントの結果について

No.	該当ページ	該当項目	意見の要旨	市の考え方
1	-	-	この条例改訂が実施されると従来のどんな不具合がどの様に改善されるのかを明確に分かり易く市民へ広報して下さい。	個人情報保護制度に係る法体系の一元化については、市の広報紙やホームページ等を通して、周知することを予定しています。頂いた御意見を踏まえ、引き続き、市民の方にとって分かりやすい広報に努めたいと考えています。
2	-	-	「住民基本台帳」などの重要情報がデジタル管理で漏洩しない為にどのような仕組みや仕掛けで保護されていますか。	住民基本台帳等の重要な個人情報を取り扱うシステムは、インターネット等の外部ネットワークには接続していない閉じたネットワークを使用することで外部からの攻撃を受けないシステム環境を構築しています。 また、当該システムにアクセスすることができる端末については、USBメモリ等の外部記録媒体の接続を遮断し、データの持ち出しを制限しているほか、職員が当該端末を使用する際は、ID及びパスワードの入力や、生体認証による本人確認を導入し、なりすまし等を防止しています。更には、詳細な操作ログを記録するなど、現状考えられる様々な情報セキュリティ対策を講じています。 加えて、個人情報に限らず、本市が保有している情報資産については、漏えい等を防止するため、情報セキュリティ管理の組織体制を整備し、また、情報セキュリティ対策の基本的事項や情報セキュリティ対策を実施するに当たって遵守すべき行為、判断等の基準を定め、これらに基づき、全職員が一体となって情報セキュリティの確保に取り組んでいます。 セキュリティ対策の実施状況についても、内部監査や外部監査を実施し、定期的な検証を行っています。 なお、本市における情報セキュリティ対策の基本的事項を定めた「情報セキュリティ基本方針」については、本市のホームページに掲載していますので、以下のURLも御参照ください。 【 https://www.city.akishima.lg.jp/s022/030/080/010/010/20140920183807.html 】
3	-	-	自治会や有志ボランティア活動が個人情報保護法の縛りの為、円滑な運営を妨げているという苦情が多く聞かれています。この人達の活動は営利事業ではないので、法規制を厳しく活動に網かけするのではなく、実質有効的に適用する等を考えて欲しい。天網恢恢疎にして漏らさずの天網の様に。	個人情報の保護に関する法律の所管は、個人情報保護委員会のため、当該法律について本市が解釈権等を有するものではありませんが、御意見として承ります。